



熊本県公報

第13214号
令和5年(2023年)
3月22日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定…………… (薬務衛生課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 3
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (") 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 5
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (") 6
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 6
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 7
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 7
- 特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 9
- 道路の位置の指定…………… (") 9
- 道路の位置の指定…………… (") 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 10
- 道路の位置の指定…………… (") 10
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 10
- ふるさと熊本の樹木登録樹の解除…………… (自然保護課) 10
- 建設業法第28条第3項の規定による処分…………… (監理課) 10
- 熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令…………… (災害対策本部) 11

告 示

熊本県告示第219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社文寿	訪問看護ステーションのぞみ	球磨郡錦町西8 25番地11シ ャトレポワリ エIV A201	令和5年 (2023 年)4月6 日	訪問看護

熊本県告示第220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社文寿	訪問看護ステーションのぞみ	球磨郡錦町西8 25番地11シ ャトレポワリ エIV A201	令和5年 (2023 年)4月6 日	介護予防訪問 看護

熊本県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ワークセンターみすみ 宇城市三角町波多311 8-16	社会福祉法人 天水福 祉事業会 玉名市天水町小天664 0 國友 龍	自立訓練（生活訓練）	令和5年（2 023年）4 月1日

熊本県告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社S L e y	訪問看護ステーション にこ	荒尾市宮内出目 570番地13	令和5年 (2023 年)4月1 日	訪問看護

熊本県告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社S L e y	訪問看護ステーション にこ	荒尾市宮内出目 570番地13	令和5年 (2023 年)4月1 日	介護予防訪問 看護

熊本県告示第224号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定したので告示する。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 講習会の主催者の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

- (2) 所在地 東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習会の日程等
- (1) 日程
令和5年(2023年)8月14日(月)、8月21日(月)及び8月28日(月)
- (2) 講習科目
ア 公衆衛生
イ 理容所又は美容所の衛生管理
- (3) 講習会の会場
くまもと県民交流会館「パレア」
(熊本県熊本市区手取本町8番9号 テトリアくまもとビル)
- (4) 受講料
16,000円

熊本県告示第225号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芝原川	菊池市四町分	別図1のとおり	土石流
迫ノ谷	菊池市四町分	別図2のとおり	土石流
藤田川1	菊池市藤田	別図3のとおり	土石流
藤田川2	菊池市藤田	別図4のとおり	土石流
松島川	菊池市下河原	別図5のとおり	土石流
下組川2	菊池市下河原、菊池市四町分	別図6のとおり	土石流

(別図1から別図6までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第226号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
塚原川	菊池市四町分	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
藤田川3	菊池市藤田	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

中園川	菊池市下河原	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
下組川1	菊池市下河原	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
岩下川	菊池市四町分	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
若木川1	菊池市四町分、菊池市旭志弁利	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
若木川2	菊池市四町分、菊池市旭志弁利	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
追ノ谷	菊池市四町分	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
藤田7	菊池市藤田	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
藤田8	菊池市藤田	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下組3	菊池市下河原	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
下組4	菊池市下河原、菊池市四町分	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
下組5	菊池市四町分	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
松島2	菊池市下河原	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
松島3	菊池市下河原	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
塚原1	菊池市四町分	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
塚原2	菊池市四町分	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
塚原3	菊池市四町分	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
長六1	菊池市四町分	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
長六2	菊池市四町分	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
九の峰2	菊池市下河原、菊池市旭志弁利	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
若木	菊池市四町分	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
中原2	菊池市下河原	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
柿木平2	菊池市下河原	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

(別図1から別図24までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第227号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下の川	菊池市班蛇口	別図1のとおり	土石流
鉾/甲川4	菊池市原	別図2のとおり	土石流
木護	菊池市原	別図3のとおり	土石流
戸城	菊池市原、菊池市重味	別図4のとおり	土石流
杉生1	菊池市原	別図5のとおり	土石流
黒竹	菊池市原	別図6のとおり	土石流

(別図1から別図6までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第228号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
穴川3	菊池市班蛇口	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
桜原2	菊池市龍門	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
桜原1	菊池市龍門	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
市野々	菊池市龍門	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
虎口2	菊池市龍門	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
長野	菊池市龍門	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
鉾/甲川2	菊池市原	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
鉾/甲川3	菊池市原	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
鉾/甲川5	菊池市原	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
鉾/甲川6	菊池市原	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
向柏	菊池市原	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり

杉生2	菊池市原	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
河原川	菊池市原	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
穴川4	菊池市斑蛇口	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
第二鳳来1	菊池市斑蛇口	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
第二鳳来2	菊池市斑蛇口	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
桜原1	菊池市龍門	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
中片1	菊池市龍門	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
寺小野1	菊池市龍門	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
染土1	菊池市龍門	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
戸城4	菊池市原、菊池市重味	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
竹之牧1	菊池市原	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
竹之牧2	菊池市原	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
竹之牧3	菊池市原	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
原本村	菊池市原	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
細永	菊池市原	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
日生野2	菊池市原	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
永山4	菊池市原	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

(別図1から別図28までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中山	菊池市龍門中山、菊池市斑蛇口	別図のとおり	地滑り

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第230号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町姫浦字尾越1215番1、1223番、1229番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字尾越1215番1・1223番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
、1229番3
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・67号花園上熊本線
- 3 事業施行期間 平成23年（2011年）3月22日から令和6年（2024年）3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	御船甲佐線	上益城郡御船町大字滝川字西原 1982番3地先から 上益城郡甲佐町大字白旗字沼間口 1336番4地先まで	400.0	広域連携 交付金

- 2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）3月31日

熊本県告示第233号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域
上天草市、天草市、苓北町

3 検査日等

検査日 (令和5年 (2023年))	検査受付時間	検査場所
5月8日	午前10時40分から午前11時 40分まで	湯島出張所
5月8日	午後1時30分から午後3時まで	大矢野庁舎
5月9日	午前10時から午後3時まで	大矢野庁舎
5月10日	午前10時から午後4時まで	松島庁舎
5月11日	午前9時から午後3時まで	龍ヶ岳地域振興センター
5月12日	午前9時から午後3時まで	姫戸地域振興センター
5月15日	午前11時から正午まで	都呂々出張所
5月15日	午後1時30分から午後4時まで	富岡出張所
5月16日	午前9時から午前11時30分ま で	坂瀬川出張所
5月16日	午後1時から午後4時まで	荅北町保健センター
5月17日	午前9時から正午まで	J Aあまくさ統合みかん選果 場
5月17日	午後1時30分から午後4時まで	赤崎地区コミュニティセンタ ー
5月18日	午前9時から午前11時30分ま で	上津浦地区コミュニティセン ター
5月18日	午後1時から午後3時30分ま で	島子地区コミュニティセンタ ー
5月19日	午前9時から午前11時30分ま で	下浦地区コミュニティセンタ ー
5月19日	午後1時から午後3時まで	志柿地区コミュニティセンタ ー
5月22日	午前10時30分から午後4時ま で	倉岳支所
5月23日	午前9時から午後3時まで	栖本支所
5月24日	午前9時から午後3時30分ま で	新和町民センター
5月25日	午前11時から午後4時まで	御所浦支所
5月26日	午前10時30分から正午まで	横浦島コミュニティセンター
5月29日	午前10時30分から午後1時ま で	一町田地区コミュニティセン ター
5月29日	午後2時から午後4時まで	富津地区コミュニティセンタ ー
5月30日	午前9時30分から午前11時3 0分まで	宮野河内地区コミュニティセ ンター
5月30日	午後1時から午後3時まで	ふかみふれあいセンター
5月31日	午前9時から午後3時30分ま で	牛深総合体育館
6月1日	午前9時から午後4時まで	牛深総合センター
6月2日	午前9時から午前11時まで	須口地区健康管理増進施設
6月2日	午後1時から午後2時まで	二浦出張所
6月5日	午前10時30分から午後0時3 0分まで	福連木地区コミュニティセン ター
6月5日	午後1時30分から午後4時まで	下田北地区コミュニティセン ター
6月6日	午前9時から正午まで	大江地区コミュニティセンタ ー
6月6日	午後1時30分から午後4時まで	天草勤労者体育館
6月7日	午前9時から午後4時まで	五和支所

6月8日	午前9時から午前11時30分まで	手野地区コミュニティセンター
6月8日	午後1時から午後4時まで	五和漁村センター
6月9日	午前9時から午後2時30分まで	佐伊津地区コミュニティセンター
6月12日	午前10時30分から午後0時30分まで	本町地区コミュニティセンター
6月12日	午後1時30分から午後4時まで	亀場地区コミュニティセンター
6月13日	午前9時から正午まで	楠浦地区コミュニティセンター
6月13日	午後1時30分から午後4時まで	宮地岳地区コミュニティセンター
6月14日	午前9時から午後3時30分まで	天草市民センター
6月15日	午前9時から午後3時まで	天草市民センター

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

公 告

熊本県公告第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字大津字西畦原2023番3、同2024番1の一部
4406.71平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字陣内1356番地
インペリアル合同会社

熊本県公告第183号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 築造者の住所 八代市通町10番30号
- 築造者の氏名 有限会社木下土地開発事務所
- 道路の位置 宇土市古保里町字八津江632番6、同645番4及び同646番2
- 道路の幅員 6.01メートルから6.05メートルまで
- 道路の延長 76.51メートル
- 指定年月日 令和5年（2023年）3月3日
- 指定番号 熊本県指令央土景建第155号

熊本県公告第184号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 築造者の住所 熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
- 築造者の氏名 株式会社タウン開発
- 道路の位置 菊池郡大津町大字陣内字上園1197番1
- 道路の幅員 5.00メートル
- 道路の延長 46.60メートル
- 指定年月日 令和5年（2023年）3月7日
- 指定番号 熊本県指令北景建第337号

熊本県公告第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小黒松3581番2の一部及び同3581番3
984.05平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区長嶺西一丁目3番10号
株式会社永伸

熊本県公告第186号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 築造者の住所 熊本市東区尾ノ上一丁目8番27号
- 築造者の氏名 株式会社松英
- 道路の位置 菊池市野間口字井手ノ上820番7及び同820番8
- 道路の幅員 5.00メートル
- 道路の延長 20.50メートル
- 指定年月日 令和5年（2023年）3月9日
- 指定番号 熊本県指令北景建第344号

熊本県公告第187号

上益城郡甲佐町に事務所を置く甲佐町土地改良区理事長遠山敬光から令和4年（2022年）3月16日付けで申請のあった定款の変更については、令和5年（2023年）3月13日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第188号

次に掲げる樹木について、「ふるさと熊本の樹木」の登録を解除したので、ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項（昭和55年熊本県告示第419号）第9条第2項の規定により、次のとおり公告する。
令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	名称	樹種	所在地
221	一王寺神社の森	イヌマキ他	球磨郡球磨村大字渡乙山口 74-3

熊本県公告第189号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。
令和5年（2023年）3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 処分をした年月日
令和5年（2023年）3月14日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号
株式会社安武建設工業
菊池市旭志伊萩668
代表取締役 安武修治
熊本県知事許可（般・特-2）第5616号
- 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。
(注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則

(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 期間

令和5年(2023年)3月29日から令和5年(2023年)4月27日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社安武建設工業は、令和2年(2020年)9月30日、令和3年(2021年)9月30日及び令和4年(2022年)9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、経営規模等評価申請書及び経営事項審査添付書類に完成工事高を水増しした虚偽の内容を記載して申請を行うとともに、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を熊本県に提出し、入札参加資格申請を行った。

これらのことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

登載依頼

熊本県災害対策本部訓令第1号

本 庁 各 部 (公 室 ・ 局) 課 (グ ル ー プ)
各 地 方 出 先 機 関
企 業 育 成 課
教 育 課
警 務 課
本 部
閉 庁 部

熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月22日

熊本県災害対策本部長 蒲 島 郁 夫

熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令
熊本県災害対策本部規程(昭和38年熊本県災害対策本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「もって充てる。」を「もって充てるほか、職員のうちから災害対策本部長(以下「本部長」という。)が指名する。」に改め、第4条第2項中「災害対策本部長(以下「本部長」という。)」を「本部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年3月22日から施行する。